

「福島県文化財保存活用大綱（案）」に係る県民意見募集結果について

1 募集期間 令和2年1月31日（月）から同年3月2日（月）まで

2 意見及び県の考え

意見の項目	御意見	県の考え
序 章		
<p>2 大綱の位置づけ (1) 県の計画等との関係 P 4</p>	<p>大綱が則っている最上位計画、上位計画の抜粋をあわせて拝見しました。率直に申し上げて、いずれの計画も文化財に関する現状認識が不十分だと思います。たとえば地域防災計画（p7～8）の第2章は災害予防と言いつつもつばら火災対応であり、この9年でふくしまが経験した地震や風水害、原子力災害は想定されていません。同じく第3章では、「本修理」「防御柵」といった言葉や3・4項の記述から見て美術品や建造物が想定されているように思われますが、実際の現場で圧倒的に多い被災文化財等は古文書類、民類、（収蔵庫等が被災すれば）考古遺物です。民俗芸能については「福島県文化振興基本計画」でカバーされていますが、いずれにしても、先行の各種計画に依拠し、方向性に則るだけでは、「文化財の保存と活用のあるべき姿」（p1）を追求するには不十分です。この9年の被災経験を文化財行政にどう活かし、将来にわたって国内外に伝えていくか、人類史上稀にみる原子力災害を経験したふくしまだからこそ、従来の各種計画から大胆に踏み込んで、他県に先駆けた模範となる大綱を作っていくべきだと考えます。その意味で、現状の大綱案はなお不十分と言わざるを得ません。冒頭の趣旨で「文化財保護行政の積極的な取組を展開させる」といいながら、抽象的文言による目標の羅列に終始し、具体的施策が見えてきません。長期にわたり県民とともに議論を重ねながらブラッシュアップをはかっていくべきだと考えます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 本県は、東日本大震災及び原子力災害によりいまだかつてない未曾有の事態となり、文化財においても甚大な被害を受け、現在も復興に向け、さまざまな取組を行っているところです。 各行政計画は本県の施策を示すものであり、引き続き、必要に応じ、各計画の所管部署に文化財の保存と活用に係る内容の充実等を提言してまいります。 また、大綱に基づく取組を、適切な方法で定期的に点検・評価し、必要に応じ、内容のブラッシュアップを図ってまいります。</p>
<p>1 大綱策定の背景と目的 (2) 大綱策定の目的 P 4 17行目</p>	<p>そこで、言及の順序は逆になりますが、社会状況にあわせて大綱を「適宜更新し、充実を図ってい」くことを制度的に支えるものとして評価委員会を設置すべきであり、その旨を大綱に明示してはいかでしょうか。そうでないと、この大綱は策定しただけで、何の実効性ももたないまま終わってしまうのではないかという危惧があります。</p> <p>(50代 男性)</p>	

意見の項目	御意見	県の考え（案）
第1章 福島県の歴史と文化の特色		
<p>6 東日本大震災・原子力災害からの復興 (2) 文化財レスキュー活動 P38、5行目</p>	<p>文化財レスキュー活動では、ふくしま歴史資料保存ネットワークのボランティア活動が相応の役割をはたしたはずなのですが、p54の「主な外部支援団体」を除き、全体として言及がないのは理由があるのでしょうか。NPOなどの法人格をもたないものは不適格で、「等」の中に含めればよいというお考えでしょうか。ちなみに、岡山県の文化財保護活用大綱では、県ネットとともに史料ネットが明確に位置づけられています。</p> <p>また、文化庁の「被災ミュージアム再興事業」でご支援いただいたのは全国の多くの文化財関係機関の方々です。支援者全体を明示する意味からも、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」の名称を入れるのが適切ではないでしょうか。</p> <p>話変わって、文化財レスキューの対象となったのは、未指定を含めた文化財全般です。「救援対象は指定・未指定を問わない」という意味で「文化財等」という言葉が一般的に使われていますが、大綱ではこの言葉が「福島県被災文化財等救援本部」(p38)ぐらいで、ほとんど使用されていません。新しい文化財保護法が「未指定を含めた文化財」を対象としているのですから、大綱を読んだ市町村関係者や県民の理解を促し、意識づけをはかれるよう、「文化財等」という言葉をより積極的に採用するのが望ましいのではないかと。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>大綱では、文化財に係る外部支援団体との情報共有、必要に応じた協力体制を構築することとしており、法人格の有無で区別はしていません。</p> <p>東日本大震災直後の文化財レスキュー活動は、「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」が中心的役割を果たしておりますので、その旨記述させていただきます。</p> <p>また、大綱において対象としている文化財は、未指定を含めております（パブリックコメント案2ページの「対象とする文化財」）ので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>
<p>7 文化財の保存と活用における課題 (1) 県の行政上の課題 P41 16行目等</p>	<p>○関係機関等の連携ですが、地域の文化財等の所在や来歴などについて精通しているのは地域住民です。2～3行目は、「専門知識や技術を有する機関や民間団体、地域に身近な文化財等の情報を有する地域住民」などとしてはどうでしょうか。そのほうが、「地域総がかりでの文化財の保全と活用」のあり方をわかりやすく伝えられるのではないかと思います。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>「地域住民」は、御指摘の文化財の情報を有する地域住民を含め、文化財の所有者や文化財が所在する地域の近隣住民など文化財と関わりのある方々を含めた総称として使用しておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>

意見の項目	御意見	県の考え（案）
第2章 文化財の保存と活用に関する基本的方針		
<p>3 福島県の文化財を支えるネットワーク (1) 市町村に期待される役割 P 4 5 6 行目</p>	<p>「市町村に期待される役割」ですが、市町村がこの項目も参照して「文化財保護活用地域計画」を策定するのであれば、より具体的にわかりやすく書いたほうがよいかと思えます。たとえば、6行目に「域内の文化財の現況を把握し」とありますが、これが一市町村では困難なことは42頁で明らかにされていることです。この前に「地域住民の協力や学術機関等との連携によって」などと入れたほうが、「地域総がかり」のあり方をわかりやすく伝えられるのではないかと思えます。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>御意見いただきました内容を踏まえ、「地域総がかり」での取組について、よりわかりやすい記述としてまいります。</p>
第3章 文化財の保存と活用に関する基本的方針		
<p>1 新たな文化財の掘り起こし (1) 地域に所在する文化財の悉皆調査の推進 P 4 7 6 行目</p>	<p>「悉皆調査を計画的に行います」とありますが、そうであるならば、悉皆調査のための専門委員会を設置すべきであり、少なくともそうした機関を将来的に設置するという目標は併記すべきでないでしょうか。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>大綱は県としての基本的方針を示すことを目的としており、悉皆調査の具体的な実施方法、時期等については、今後別途検討を進めてまいります。</p>
<p>(2) 文化財のデータベース化の推進 P 4 7 1 0 行目</p>	<p>「文化財のデータベース化の推進」とありますが、これは指定文化財だけを考えているのでしょうか。平時・非常時を問わず、「（未指定を含めた）文化財の地域総がかりでの保存と活用」のためには、民間所在の資料を含めたデータベースづくりを長期的な目標にすべきではないかと思えます。これは42頁の市町村文化財行政の課題に挙がっている。○地域の文化財の未把握とも密接にかかわっています。このことが文化財防災にとってかなり重要であることもご承知かと思えます。現在、国立歴史民俗博物館などの機関や歴史学を中心とする研究グループなどが、所在情報やデジタルデータの集約とデータベース化に着手していますが、やはり膨大な労力と時間を必要としています。したがって、市町村レベルでは到底なしとげられないものですが、県はアンケートによってこのような課題を把握したのであれば、その対応として何らかの方針を明示すべきではないでしょうか。具体的には所在確認・記録調査が必要であり、その一案として、震災10年を機に『福島県史』編さん事業を立ち上げることが最も有効だと考えます。今後の検討課題として、県史編さん事業を大綱の適切な項目に盛り込むべきではないかと思えます。第3章1に（3）として新たに掲げるのが適切ではないでしょうか。現時点で実現の可能性は低いかもしれませんが、将来的な課題、努力目標として掲げておくこと自体は十分意味があると考えます。そして所在調査を一過性のものに終わらせないためにも、第3章1（1）で指摘したような、多様な専門家・専門機関からなる調査委員会を設置すべきであると考えます。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>大綱で対象としている文化財は未指定文化財も含まれますので、データベース化には未指定文化財も含めて対応してまいりたいと考えております。なお、未指定文化財のデータベース化については、計画的に悉皆調査等を実施して取り組んでまいります。</p> <p>また、御意見いただきました福島県史の編さん事業については、知事部局の担当部局と連携して中長期的な見通しの中で検討していく課題となりますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>

意見の項目	御意見	県の考え（案）
<p>2 確実な文化財の保存と継承 (2) 持続性のある文化財の保存と管理 P 47 21行目</p>	<p>「福島県文化財ロードマップの作成に努めます」とありますが、その実現性はもとより、作成自体が絵空事とならないよう、繰り返しになりますが、大綱の進捗状況や制度変更をチェックする機能を持つ委員会の設置が必要であり、そのことを大綱の中に盛り込むべきではないかと思えます。</p> <p>「全県的な指針やマニュアルが必要となる場合には」とありますが、昨今の相次ぐ災害を考えると、必要なことは明白なので、「必要となる場合には」と留保せず、「策定を進める」と明言すべきではないでしょうか。ただし、マニュアルがあっても現実にその通りに動くわけではないので、現場の状況に応じてコーディネートできる人材を県が確保し養成することが大切なことはいまでもありません。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>大綱は県としての基本的方針を示すことを目的としますので、福島県文化財ロードマップ作成及びマニュアル等策定の方法や体制等については、今後具体的に別途検討を進めてまいりたいと考えておりますので御理解と御協力をお願いします。</p>
<p>(3) 確実な文化財保存のための体制づくり P 47 35行目</p>	<p>「県は、専門職員の確保及び専門性の向上に努めます」とありますが、県文化財課のあり方そのものを見直すべきであり、「向上に努めます」ではなく、「向上させます」と変更すべきではないでしょうか。本庁に専門職員がきわめて少なく、行政職と学校教員が短期間の異動でまわしている現状では、どう考えても大綱で掲げるような市町村への支援、防災・災害対応、保存・活用の推進の実現性に乏しく、このままでは単なる努力目標で終わってしまいます。大綱で掲げる理念を現実のものにするためにも、専門職員の増員と確保は必須です。考古学、古文書、民俗、美術工芸、自然史、保存科学などの専門家はいてもらわないと困ります。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>県文化財課では、計画的に専門職員を増員しながら、事務系職員、教員系職員と連携・協力して文化財保護行政業務に取り組んでおります。また、必要に応じ、県立博物館、県立美術館や公益財団法人福島県文化振興財団等とも連携・協力して市町村支援等に取り組んでおります。</p>
<p>3 地域に根ざした文化財の活用の取組 (1) 地域の特色ある文化財の活用促進 P 48 9行目</p>	<p>「観光の優良素材としての有効活用」という表現は、「観光」という価値基準のもとに文化財の優劣をはかろうとするもので、表現としては不適切だと思います。そもそも文化財とは、現代人が金稼ぎのために利用するものではないはずで、地域の中で長年育まれ、守られ、大事にされてきた思いを尊重し、世代や地域を超えた共有の財産として大事に継承すべきものです。そこに「観光の優良素材」などという表現を持ち込むのはいかがなものでしょうか。文化財の魅力にとって、「観光」はその一部に過ぎません。ここは「観光のための有効活用」に表現をとどめておくべきではないでしょうか。</p> <p>(50代 男性)</p>	<p>本県の文化財は、多様な地域性を感じることでできる歴史と文化を内在しており、その魅力は県内外の多くの観光客等を惹き付け、地域振興や地域経済等に寄与することのできるものと考えます。「観光」はその一部ではありますが、観光にとって文化財は優良な素材の一つであり、そうした文化財の魅力を適切に発信することにより、文化財の価値が改めて認識され、次世代への継承が一層促進されることが期待されると考えております。</p>

意見の項目		御意見	県の考え（案）
4 文化財を通じた地域を愛する心の育み (2) 文化財に触れる機会の創出 P 4 8 1 9 行目	「生涯学習活動」とありますが、大綱全体として、県民と文化財のかかわりを考える上で、重要な役割を果たしてきた郷土史研究会の存在が軽んじられているように思います。昨今の郷土史研究会の多くは、高齢化・後継者不足・財政難などの課題を抱えています。一方で、地域理解や資料調査・保存、文化財パトロールなどに大事な役割を果たしつつあります。文字通り「（未指定を含めた）文化財の地域総がかりでの保存と活用」には欠かせない存在です。郷土史研究会の抱える課題は、直接的には市町村が対応すべきものなのでしょうが、県が何らかのかたちで支援できるのであれば、それ自体はよいことだと思います。県が率先して範を示せば、市町村の意識や対応も変わってくるのではないのでしょうか。	各地域で組織されている研究会や史跡保存会等の歴史・文化関連団体は、本県の文化財の保存と活用に果たしてきた役割は大きく、地域の歴史と文化を支えるものであり、地域総がかりでの文化財保護には不可欠な存在と認識しております。 今後、市町村と連携しながら、その活動を評価して表彰するなど、支援をしてまいりたいと考えております。	
第4章 市町村への支援の方針			
2 市町村への支援の充実強化 (1) 財政的支援 P 5 1 3 行目	県教委の財政的支援は、1（1）では現状は指定文化財のみのもので、あとは市町村への国や県他部局の助成事業の紹介にとどまっているようですが、県教委として独自に財源を確保・獲得し、積極的に事業を展開する意思はないのでしょうか。仮に努力目標であっても、大綱に記載するぐらいの意欲はあってしかるべきだと思います。	大綱は基本的方針を示すものでマスタープランという位置づけであり、また、現行の文化財に係る補助制度は、指定文化財を対象としております。 なお、新たに文化財に係る財政的支援の必要が生じた場合には、その都度検討してまいりたいと考えております。	
1 防災・災害発生時のための平時の取組 (1) 相互応援に関する協定の締結 P 5 2 1 7 行目	県の大綱では、「相互応援協定」が重視されているようですが、その内容は必要な情報共有、連絡会議、防災講座にとどまっています。それはもちろん大切なことですが、災害発生時に必要なことは、情報提供、人的支援はもとより、現場での活動をコーディネートできる専門的人材を確保し、市町村の求めに応じて資材・機材を提供し、一時保管・作業場所の確保が難しい場合には手配するなど、市町村に寄り添った支援をすることではないかと思えます。それらのことは書かれていませんが、相互応援協定には具体的に明記されているのでしょうか。	現在協議中の「福島県内における文化財に係る災害時等の相互応援に関する協定」（以下「相互応援協定」という。）では、災害時の現地での応援活動が迅速かつ円滑にできるよう規定することとしており、応援活動の内容として、被災文化財に係る緊急の救出措置に必要な事項を（1）職員の派遣（2）物資及び資材の提供（3）その他被災文化財所有者等協定団体から要請のあった事項、と定める見込みです。また、同様に、文化財に係る外部支援団体との応援活動支援協定の締結に向けて協議を進めているところであります。 なお、初期対応が重要となることから、関係団体、関係機関等と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。	

意見の項目	御意見	県の考え（案）
<p>2 災害発生時の対応 P 5 3 2 6 行目</p>	<p>災害発生時には県が主導的役割をはたすおつもりようですが、たとえば2019年の台風19号関連の対応について、県文化財課はどのように自己評価されているのでしょうか。失礼ながら、現状では県が主導的役割を果たしているとは到底思えません。</p> <p>現状として、東日本大震災・福島第一原発事故を契機に発足した「福島県被災文化財等救援本部」が、関係機関の専門家の連携の場として機能しています。2019年の台風19号被災でも、特に初期対応では専門家たちの自主的活動が顕著な成果をあげたと自負しています。</p> <p>この救援本部は、発足前には県内全市町村の参加をめざすことも議論されましたが、実際には被災文化財への対応が求められていた市町村に限定されました。この救援本部を本来的な全県市町村参加型に発展させて「県ネット」を組織することが現実的な案だと思います。年1回程度の「連絡会議」では、おそらくメンバーも集まらず、災害時に有効に機能するものとはなりません。講座といっても、旅費が工面できないので参加しないところが多いという話はよく耳にします。災害時の救援活動は、発生してから「関係団体の協力を得て迅速に」行えるような簡単な話ではありません。平時からの防災の取り組みや市町村の相互連携のあり方をもっと真剣に考えるべきであり、そのことを大綱に記載しなければ意味がないと思います。</p> <p>県がはたすべき重要な役割の一つは、国側との協議です。中でも国立文化財機構が推進する文化財防災ネットワーク事業については、ここで明記しておくべきです。</p> <p>なお、最後のところで「指定・未指定を問わず被災した文化財の適切な保全に努める」と明記されていますが、その中には市町村の博物館のような公共施設の管理するものにとどまらず、個人所有の文化財等も含むと理解するのが当然だと思います。そのことも明記すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(50代 男性)</p>	<p>令和元年10月に発生した台風第19号においては、県教育庁文化財課からの呼び掛けにより、文化財関係団体や県内の市町村、県立博物館、県立美術館等の職員により被災した文化財の救出応援活動を3市に対して計13日間、延べ149人で実施しております。今後も市町村からの被災文化財の応援活動の要請に応じて組織的に実施してまいります。なお、災害時のボランティア等による迅速かつ機敏な対応は大変重要であり、お互いの良さを活かして対応してまいりたいと考えております。</p> <p>東日本大震災・原子力災害からの文化財レスキューにおいては「福島県被災文化財等救援本部」が果たしてきた役割は大きく、今後の災害発生時には、その経験を活かしていくことが重要であると考えます。この経験を踏まえ、全県的に発展させた体制として、相互応援協定等の締結を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、国立文化財機構が推進する「文化財防災ネットワーク推進事業」については、文化財防災ネットワーク推進室との連携を図る中で検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、相互応援協定に基づき応援活動を行う被災文化財は、指定・未指定は問いませんが、財産権や毀損等の責任などの関係から、協定団体が所有又は管理をする文化財としておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p>